

熊本、昭56不5、昭59.7.23

命 令 書

申立人 総評全国一般労働組合熊本地方本部

被申立人 合資会社中根鉄工

主 文

- 1 被申立人は、申立人に対し、本命令書受領の日から5日以内に、下記文書を手交しなければならぬ。

記

昭和 年 月 日

総評全国一般労働組合熊本地方本部

執行局員 A 1 殿

合資会社中根鉄工

代表社員 B 1

会社は、昭和56年5月4日従業員をレストラン福堂に集め会合を行ったが、その際の会社の言動に不当労働行為があったと、熊本県地方労働委員会において認定されました。

今後は、このようなことがないようにいたします。

- 2 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者について

(1) 被申立人合資会社中根鉄工（以下「会社」という。）は、肩書地に本店（昭和56年6月22日に球磨郡免田町乙3003番地から移転）及び工場（以下「人吉工場」という。）を、また球磨郡免田町に工場（以下「免田工場」という。）を有し、主として鉄骨加工工事を業とし、代表者は代表社員のB 1（以下「社長」という。）である。会社の従業員は、昭和56年5月28日（第1回調査）時点で人吉工場15人、免田工場25人である。

(2) 申立人総評全国一般労働組合熊本地方本部（以下「組合」という。）は、昭和44年9月14日に設立され肩書地に事務所をおき、熊本県内における中小零細企業労働者を中心に組織され、本件申立時の組合員は801人、代表者は執行局員のA 1（昭和58年10月16日にA 2から変更）である。被申立人会社には、免田工場と人吉工場にそれぞれ組合の分会があり、昭和56年5月28日（第1回調査）時点で免田工場の分会の組合員は8人、人吉工場の分会の組合員は9人である。

2 分会結成後の労使関係等

(1) 昭和51年11月15日、免田工場に組合の分会（以下「免田分会」という。）が、結成された。翌52年1月16日には人吉工場にも組合の分会が、結成された。

(2) 昭和55年の春闘時に、両分会は同年5月中旬から6月末まで40数日間に渡るストライ

キを行った。

- (3) 昭和56年4月末に、分会の組合員が3人（A3、A4、A5）増えた（会社に対する3人の組合加入通知は、4月末に電話で、5月2日付けで書面で行った）。同年5月2日には、分会として、その組合加入者3人の歓迎会を行った。

なお、同年5月10日頃、組合員のA6、A7、A3、A5は会社を退職したが、そのうちA6、A3は1月くらいしてから再入社し、組合には加入しなかった。

- (4) 組合は、同年3月10日に、月額3万円の賃上げ要求書を会社に提出した。そのための団体交渉は、同年5月3日頃までに1回、同年5月13日までには2回行われた。その後、数回団体交渉が続けられ同年6月19日には妥結した。

### 3 昭和56年5月3日（日曜日）

同日の午前11時頃に、会社のB2専務（以下「専務」という。）から、免田分会の副分会長であるA8（以下「A8」という。）の自宅に、「暇があったら会社（免田工場）まで出て来てもらえんだろうか」という趣旨の電話があり、ただちに、A8は5キロメートル位離れている会社（免田工場）まで行った。

A8は、会社（免田工場）の事務所で社長及び専務に会った。

専務は、「ああいうこと（去年のストライキ）があつては、会社としても信用が落ち、またお客さんも敬遠されて仕事の発注もないからそういうことがあつてはどうにもならん。A8君の気持も聞きたいので来てもらった」という趣旨のことを言った。

社長は、「去年は、組合と会社との間でいろいろなトラブルもあつたけど、それはもうあつたことで仕方ない。そういうことがまた二度とあれば会社の信用も落ち、お客さんも敬遠して仕事が来なくなるから、そういうことのないようになんとか協力してもらえんだろうか。今年もストライキをやりそうな兆しも見えてきたので非組合員の方も仕事がやりにくくなるようなことも聞いている、なんとかそういうことのないように穏便にいくようにできんだろうか」という趣旨のことを、A8に話した。

A8が、「会社がきついかそういう事情があれば、組合員みんなに話してもらえんだろうか」と、専務に言ったら、専務は、「今日は組合の話ではなくてA8君自身の気持を聞きたいので来てもらった」と言い、また、「新しく入った人以外に会社に協力してくれる人は何人かいる」という趣旨のことも話した。

社長及び専務とA8との話は、40分間位で終わった。

なお、その当時、組合としてはストライキをやるかどうか決めていなかった。

### 4 昭和56年5月4日

- (1) 同日、A8は会社を休んだ。会社からA8に対しては、同日の午後球磨郡錦町のレストラン福堂（以下「レストラン福堂」という。）で説明会をする旨の連絡はなかったし、A8はそれには出席していない。

- (2) 同日午前9時頃に、免田工場で仕事をしていた免田分会の書記長であるA9（以下「A9」という。）は、専務から事務所に呼ばれなんらかの話をされた。同人は、同日午後のレストラン福堂の席には出ていない。

- (3) 同日午前11時頃前記A9と入れ替わりに、組合員のA10（以下「A10」という。）は休憩室に呼ばれ社長及び専務からなんらかの話をされた。同人は、同日午後のレストラン福堂の席には出ていない。

- (4) 同日正午過ぎ、昼食をとりはじめた免田工場の従業員に対し、会社は「準備ができて  
いるからすぐ来てくれ」と昼食を中断させて、社長及び専務等の車に分乗させ、レスト  
ラン福堂に連れて行き、昼食を提供した。
- (5) レストラン福堂に設けられた席には、会社側からは社長、専務及びB 3 常務（以下「常  
務」という。）が出席し、非組合員は数人が、組合員はA11、A 4（以下「A 4」という。）、  
A 3（以下「A 3」という。）、A12（以下「A12」という。）、A13（以下「A13」とい  
う。）、A14（以下「A14」という。）、A 6（以下「A 6」という。）、A 7（以下「A 7」  
という。）、A15の9人が参加した。なお、A16は、当時免田分会の分会長（以下「A16  
分会長」という。）であり、労災事故（出勤途上の交通事故）のために人吉市内の病院に  
入院中（56年2月28日～同年9月末）であったが、同じ村出身のC 1（非組合員）が、  
当日の午前11時頃病院に車で迎えに来たので、レストラン福堂に、昼頃到着した。
- (6) 昼食は20分ぐらいで終りその後、社長は次のような趣旨の話をした。
- ① 「近頃は、仕事量がたいへん少なくなってきた。現在受注している工事も単価が安  
く赤字になる。こういう時にあたって組合員と非組合員のトラブルが日増しに大き  
くなってきている。このまま放っておいたらトラブルが大きくなって会社もマイナスに  
つながるのではなかろうか。この際、非組合員、組合員ということもなくして会社再  
建に協力してもらえないだろうか」
- ② 「会社に協力得（られ）なかった場合には、会社方針として組合員の方は人吉工場、  
非組合員の方は免田工場というような考えを持とります。こういうことがないよう  
に協力してもらえないだろうか」
- ③ 個人の意思によって会社に協力して下さい。強制はしません、ここに出席しておら  
れる方は、自分のありのままの意見を述べて、協力される方は署名して下さい」
- (7) 前記③の社長の署名申し入れに対して、A16分会長、A 4、A 3、A12、A13、A 6  
及びA 7の7人の組合員が署名又は押印した。
- (8) 会合の後、引続き宴会があった。署名したA13は宴会後、人吉市内のキャバレーに案  
内され歓待を受けた。
- (9) A16分会長は、会合の後宴会には参加せずレストラン福堂から病院に帰る途中、自宅  
に寄って組合脱退届を書き、その脱退届を家族から社長に預けさせた。
- (10) 同日夕方6時頃、組合のA 2 執行局員（以下「A 2 執行局員」という。）の自宅に、組  
合員のA17（以下「A17」という。）から「本日の正午の昼食時間に会社が全従業員を福  
堂に連れて行って食事を提供し、組合脱退について話をした模様である」との電話があ  
ったので、A 2 執行局員はその旨A18組合専従（以下「A18専従」という。）及びA19  
組合専従（以下「A19専従」という。）に電話連絡した。
- その夜の午後7時頃から午前2時頃まで、A 2 執行局員、A18専従及びA19専従は、  
レストラン福堂に組合員でどういう人が参加したのか、そこでどういうことがあったの  
か調査のために、A10、A14、A 7等の自宅を訪ねて事情を聞いた。
- (11) 同年5月4日～10日までの間にA16分会長、A12が組合を脱退した。

## 5 昭和56年5月5日

同日午前10時過ぎ、A18専従及びA19専従と白木地区労執行委員の3人は、組合脱退強  
要の件について、会社に抗議をした。抗議を始めたところ、社長が「長い間どうもお世話

になりました」と言った。また、「もう一回やったからもうやらんでもいいんだ」ということも言った。

#### 6 昭和56年5月6日

(1) 同日、入院中のA16分会長は訪ねて来たA18専従及びA2執行局員に、「組合を脱退しました」、「(会社に)協力します」と、言った。また、「脱退届はどこにあるのか」とA18専従がA16分会長に聞いたところ、A16分会長は「社長に預けてます。ほかに預けようがないから」と、答えた。

(2) 同日、A18専従及びA19専従が、会社に団体交渉の申し入れをしようと、工場から出てくる社長に話しかけた時に、社長は「用紙については自分が準備して持って行って福堂で出して、2人程署名しなかったの、それは床の間の上にあげといて話を続けた」、「何も無い時期に組合員を増やすという攻撃的な事をするとはけしからん」と、言った。

#### 7 昭和56年5月9日

同日午後7時から9時頃まで、A10の自宅(球磨郡多良木町)で、分会の集会があった。その集会には、A10、A17、A9、A8、A6、A14、A13並びにA18専従、A19専従、組合執行員A20、同A21等も参加した。その中で、A9、A10は5月4日に会社の事務所に呼ばれて、社長、専務から相談を受けたこと、A13はレストラン福堂での説明会の模様や、人吉市まで連れて行ってもらい歓待されたことを報告した。

#### 8 昭和56年5月13日

同日、賃上げの団体交渉が行われた。

その席には、県総評から支部長、地区労執行委員、青年部多数が出席した。

交渉内容は、社長、専務、常務が5月2日から4日にかけて、組合脱退工作をしたことへの抗議が主で、賃金の交渉までにはいたらなかった。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張

(1) 組合の主張は次のとおりである。

① 昭和56年5月3日に、会社がA8を会社(免田工場)に呼びつけ組合脱退を説得したのは、正当な組合活動に対する介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

② 昭和56年5月4日の午前、会社がA9及びA10を別々に呼びつけ組合を脱退するように説得したのは、同人等の正当な組合活動に対する介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

③ 会社が、昭和56年5月4日レストラン福堂において、組合に対する非難攻撃や酒肴を提供して組合脱退工作をしたのは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

また、会社がA9及びA10にはレストラン福堂の席に参加するよう呼びかけもせず供応しなかったのは、労働組合法第7条第1号、第3号に該当する不当労働行為であり、供応を受けなかった前記2人に、会社が組合脱退工作に費消した供応額相当金員の支払いを求める。

(2) 組合の主張に対して、会社の主張は次のとおりである。

① 組合の主張①について

会社は、A 8 と会って話したことは認めるが、話しの内容については争う。

② 組合の主張②について

会社は、A 9 及びA10に対しては、「不況による受注減と受注単価安のため現在会社の経営が悪化しており、生産性の向上に努力しなければならない大事な時期であるのに、工場内部で組合員と非組合員間のトラブルが多いので、従業員一丸となって会社再建に協力して欲しい」旨、話したのであり、組合脱退については話していないと主張する。

③ 組合の主張③について

会社は、レストラン福堂においては会社の現況報告と会社再建についての労使会合を行ったのであり、その席では「去年の争議の影響で現在工事発注者が会社に対し不信感をいだいている、特に春闘時期になるとその感が強く受注も思うにまかせない状態である。このような状態が長く続くと会社の経営は悪化し現状維持ができなくなるおそれがあるので、もう一度みんなで協力、この急場を切り抜けるよう努力して欲しい」旨、話したと主張する。

その話しの後、A16分会長に意見を求めたら、「自分は会社再建を考え組合を脱退し労使一体となって協力したい」との意見が出され、出席者全員の意見を聞くうちに、自発的に何人かの組合脱退希望者があったが、会社としては、その席で組合脱退を請求したことはないと主張する。

また、A 9 及びA10に対しては、前記②の話をした際に同日午後従業員に会社の現況報告と協力依頼をしたいので参加するように呼びかけたと主張し、組合が供応額相当金員の支払を求めるのに対しては、その根拠理由が全く理解できないと主張する。

なお、会社は、レストラン福堂で食事及び宴会をしたことを認めるとともに、その宴会の後、署名したA13を人吉市内のキャバレーに案内し歓待したことも認める。

## 2 当委員会の判断

以下判断する。

(1) A 8 に対する組合脱退説得の有無（組合の主張①）について

昭和56年5月3日（日曜日）に、会社がA 8 を会社（免田工場）に呼び話をしていること及びその話の内容については、前記〔第1の3〕で認定したとおりである。この認定した事実からは会社がA 8 に対し組合脱退を説得したとの組合の主張は認められない。

(2) A 9 及びA10に対する組合脱退説得の有無（組合の主張②）について

会社が昭和56年5月4日の午前中に、A 9 及びA10を呼びなんらかの話をしていることは、前記〔第1の4(2)、(3)〕認定のとおりである。組合はその話の内容について、会社がA 9 及びA10に対し組合脱退を説得したと主張するが、疎明不十分であり、その主張は認め難い。

(3) レストラン福堂における組合脱退工作の有無等（組合の主張③）について

① 正午過ぎ、昼食をとりはじめた免田工場の従業員に対し、会社は「準備ができていからすぐ来てくれ」と昼食を中断させて、社長及び専務等の車に分乗させ、レストラン福堂に連れてきている〔第1の4(4)〕こと。

② この席には、会社側からは社長、専務及び常務が出席し、非組合員は数人、組合員は9人参加し、A16分会長は人吉市内の病院に入院中であったが、迎えに来てもらい

昼頃到着している〔第1の4(5)〕こと。

③ 昼食後、社長が次のような趣旨の話をしている〔第1の4(6)〕こと。

ア 「近頃は、仕事量がたいへん少なくなってきた。現在受注している工事も単価が安く赤字になる。こういう時にあたって組合員と非組合員のトラブルが日増しに大きくなってきている。このまま放っておいたらトラブルが大きくなって会社もマイナスにつながるのではなかろうか。この際、非組合員、組合員ということもなくして会社再建に協力してもらえないだろうか」

イ 「会社に協力得(られ)なかった場合には、会社方針として組合員の方は人吉工場、非組合員の方は免田工場というような考えを持つとります。こういうことがないように協力してもらえないだろうか」

ウ 「個人の意思によって会社に協力して下さい。強制はしません、ここへ出席しておられる方は、自分のありのままの意見を述べて協力される方は署名して下さい」

④ 前記③ウの社長の署名申し入れに対して、A16分会長、A4、A3、A12、A13、A6、及びA7の7人の組合員が署名又は押印している〔第1の4(7)〕こと。

⑤ A16分会長は、レストラン福堂から病院に帰る途中、自宅に寄って組合脱退届を書き、その脱退届を家族から社長に預けさせている〔第1の4(9)〕こと。

これら①～⑤の諸事実からは、会合が慌ただしくもたれ、会合の趣旨は必ずしも明確とはいえないが、基本的には会社への協力要請の形がとられていたことが認められる。しかしながら、その席上での社長の発言、特に「この際、非組合員、組合員ということもなくして会社再建に協力してもらえないだろうか」、「会社に協力得(られ)なかった場合には、会社方針として組合員の方は人吉工場、非組合員の方は免田工場というような考えを持つとります。こういうことがないように協力してもらえないだろうか」という発言は、会社の協力署名要請に対し出席した9人の組合員のうち7人の署名又は押印を得、さらにその署名者の1人であり分会長の役職にあるA16分会長がその会合の帰途、自宅において組合脱退届を書き、その脱退届を家族から社長に預けさせるという結果をもたらした。したがって、上記の社長発言は、組合員と非組合員間のトラブルの事実及びそのために会社経営上マイナスを生じたとの疎明がないことから、組合員、非組合員間のトラブルの発生防止、会社への協力要請にとどまらず、暗に組合からの脱退を慫慂し組合の運営に対し何らかの影響をおよぼす意図を持ってなされたものと推認せざるを得ない。

以上の理由により社長の発言は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

また組合は、当日不参加の組合員2人(A9、A10)に、当日費消した供応額相当金員の支払いを求めるが、当日の会合には組合員も出席しており、同人らの欠席の理由について疎明不十分であるので、組合の主張は認め難い。

なお、申立人は陳謝文の掲示を求めているが、本件救済としては、文書手交にとどめるのが相当と判断する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和59年 7 月23日

熊本県地方労働委員会  
会長 清 水 一 行